

定期総会・理事会に関する運用規程

和歌山県テニス協会

1. 定期総会は第1回理事会の開催をもってその開催に代えることができる。ただしその場合、第1回理事会出席者は理事会出席者と各加盟団体加盟団体代表者とする。
2. 定期総会・理事会の議事録署名は定期総会出席者または各理事が持ち回りで行う。ただし、議事録の作成は事務局が行う。

平成20年 4月20日 施行